



「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」

毎月
25日は

上京の安心安全点検日



夏の交通事故防止市民運動
7月21日(水)～7月31日(土)

スローガン

「ゆずり合う 笑顔が行き交う 京の夏」

運動重点

- 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶

☎＝地域力推進室（まちづくり推進担当）（☎441-5040）

エコまちステーションだより

《移動式拠点回収のご案内》

● 有害・危険ごみを含まない18品目の回収

- ① 7月14日 鶴山公園
- ② 7月21日 正親小学校西門
- ③ 7月28日 元聚楽小学校西門
(葭屋町通中立売下(西門は猪熊通扱い))

時間 いずれも水曜日 14:00～15:00

詳細は、チラシ(窓口等で配架)やホームページをご覧ください。

上京エコまちステーション



☎＝上京エコまちステーション（☎366-0776、1階⑨番窓口）



119番上京消防署です



熱中症に気を付けましょう

夏季に入り気温が高くなると、熱中症に気を付けなければいけません。

「新しい生活様式」の基本的な感染対策としてマスクの着用が求められていますが、高温多湿の環境下では心拍数や呼吸数の上昇など熱中症のリスクも上がります。

社会的距離を保てる屋外ではこまめにマスクを外し、水分補給を心掛けましょう。

☎＝上京消防署（☎431-1371）



災害に備えて飲料水の備蓄を!!



上下水道局では、災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」を製造・販売しています。区役所窓口でも購入のお申込みが可能です（配達後は日）。

費用 2,400円（1ケース24本入り）

※市内配達無料

申込み 地域力推進室（総務・防災担当）
（2階②番窓口）

☎＝市上下水道局お客さま窓口
サービスコーナー
（☎672-7770、FAX672-7773）



こんにちは

北部土木事務所です

安心・安全な暮らしを守るため災害に備えています

北部土木事務所では、大雨などの警報発令時には、24時間体制で土砂災害や倒木に備えています。

道路上に木が倒れている等、危険な箇所を発見された場合は速やかにご連絡くださいますよう、皆様のご協力をお願いします。

☎＝北部土木事務所（☎492-3111）



北町公園が再開園します

リニューアル工事を行っていた北町公園が再開園します。

新たな公園には、珍しい滑り台や健康増進に役立つ遊具を設置しています。

憩いの場としてご利用ください。

日時 7月22日（木）9:00～

場所 北町公園
（天神通上ノ下立売上る北町）

☎＝北部みどり管理事務所（☎882-7019）



令和3年度介護保険料通知書を送付します

第1号被保険者（65歳以上）の方へ、確定賦課通知書を7月下旬に送付します。年金からの引き落とし（特別徴収）又は口座振替に該当しない方は、同封の納付書で納めてください。

なお、著しく所得が減少した等の事情により保険料の納付が困難になった方は、減免が適用される場合がありますので、ご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、次のいずれかに該当する方は、申請により減免が受けられる場合があります。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の事業・給与等の収入が前年に比べて10分の3以上減少する場合

☎＝健康長寿推進課（高齢介護保険担当）（☎441-5106、2階②番窓口）

国民健康保険からのお知らせ

■高齢受給者証

京都市国保に加入の70～74歳の方にお送りします。

お手元の高齢受給者証は7月31日で有効期限が切れるため、8月1日以降は新しい高齢受給者証をお使いください。

※高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

令和2年中の収入が一定以下の場合、負担割合が2割となる場合があります。対象となる方は、申請書を同封していますので、要件等を確認の上、申請してください。

申請が認定された場合、申請した翌月から適用されます。

■後期高齢者医療保険料通知書

令和3年度の後期高齢者医療保険料の金額と7月以降の保険料の納付方法をお知らせします。

☎＝保険年金課（資格担当）（☎441-5130）

■後期高齢者医療限度額適用認定証等

現在、お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額証」という。）及び後期高齢者医療限度額適用認定証（以下、「限度証」という。）は、8月以降使用できなくなります。

8月以降も引き続き保険証の負担割合が「1割」で世帯全員が住民税非課税の方には、7月中に新しい減額証を郵送します。

また、8月以降も引き続き保険証の負担割合が「3割」で、世帯内の被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の方には、7月中に新しい限度証を郵送します。

ただし、世帯に所得不明者がいる場合等には、交付申請を行っていただく必要があります。

☎＝保険年金課（給付担当）（☎441-5138）